

令和2年第1回定例会（2月議会）  
所管事項審査関係資料

令和2年2月26日  
総務部

【所管事項】

- 資料1 内部統制の取組について (総務課)
- 資料2 令和2年度の組織再編について (人事課)
- 資料3 秋田県地域防災計画の修正について (総合防災課)

## 内部統制の取組について

令和 2 年 2 月 2 6 日  
総 務 課

### 1 内部統制の趣旨

内部統制とは、業務の効率的かつ効果的な遂行や業務に関わる法令の遵守など、組織としての事務の適正な執行を確保するため、事務上のリスクを洗い出すとともに、当該リスクの発生を抑止する仕組みを業務に組み込み、リスク低減を図る取組であり、改正地方自治法（令和 2 年 4 月施行）により、都道府県及び指定都市で導入が義務付けられたものである。

### 2 本県における取組の概要

#### (1) 対象事務

##### 財務事務

- 改正地方自治法により取組が必須とされ、また、リスクが発生した場合の影響が大きく、これまでも発生事例が見られる「財務に関する事務」に取り組む。
- リスク発生による影響度や発生可能性、重要性、事務量等を勘案し、次表の 13 事務を取組対象とする。

No.	対象事務	取組対象とする額	No.	対象事務	取組対象とする額
1	予算事務（一般）	全て	8	支出事務（一般）	500 万円以上
2	起債事務	全て	9	支出事務（建設工事）	5,000 万円以上
3	国庫補助金申請事務	100 万円以上		※建設工事に準ずる作業委託	1,000 万円以上
4	収入事務（一般）	100 万円以上	10	支出事務（建設コンサル業務）	1,000 万円以上
5	財産貸付事務	100 万円以上	11	補助金交付事務（間接補助事業）	500 万円以上
6	行政財産使用許可事務	100 万円以上	12	補助金交付事務（県単補助事業）	500 万円以上
7	自動車税身障減免事務	全て	13	生活保護費支給事務	全て

#### (2) 対象部局

##### 知事部局

- 本庁各課室、地域振興局各部、その他地方機関ごとを単位として取り組む。
- 知事部局以外（議会・人事委員会・監査委員・労働委員会等の各事務局、教育庁・教育機関・県立学校、警察本部）は、令和 3 年度以降の導入を検討。

### (3) 取組体制

知事を責任者とし、内部統制の体制整備と運用を推進する「内部統制推進部局」の下で各課所がリスク対応策の実施や自己評価等を行うとともに、「内部統制評価部局」が取組全体の評価を行う体制とする。

### (4) 取組内容

#### ① リスク対応策の実施

各課所において、対象事務ごとに定めた「確認シート」により、設定した確認項目をチェックしながら業務を遂行し、リスクの発生の抑止に努める。

#### ② 自己評価

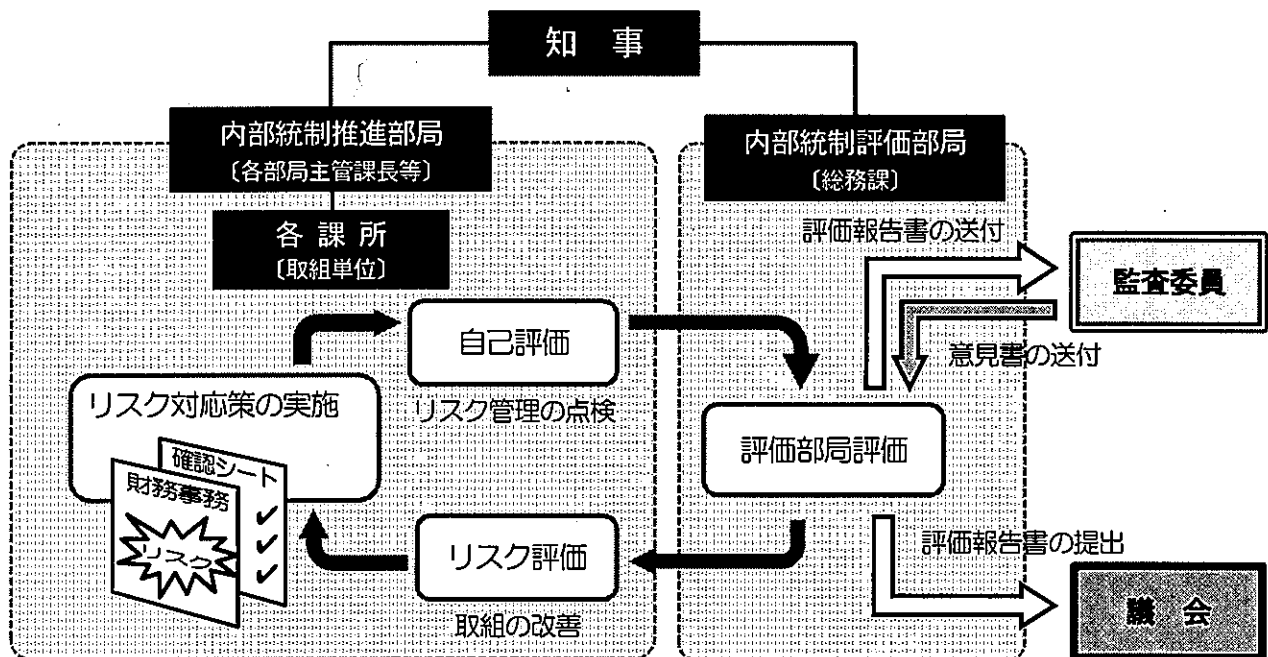
各課所は、年度末において取組に対する自己評価を行い、内部統制推進部局が全体を取りまとめて、内部統制評価部局に報告する。

#### ③ 評価部局評価、議会への報告等

知事は、内部統制評価部局に評価報告書を作成させ、監査委員の審査に付すとともに、監査委員の意見を付けて議会へ提出し、公表する。

#### ④ 取組の改善

内部統制推進部局は、評価の結果等を踏まえ、取組の改善を図る。



### 3 スケジュール (予定)

4月	取組開始 - 各課所での対象事務、リスク対応策の確認 - - 確認シートによる業務プロセスごとのチェック -
翌年2月～4月	自己評価 (各課所・各部局・内部統制推進部局)
翌年5月～7月	評価部局評価 (※)
翌年8月～9月	監査委員への評価報告書の送付、意見聴取 (※)
翌年9月～10月	議会への報告、公表 (※)

※ 令和2年度からの取組であるため、評価部局評価以降の事務は令和3年度から発生。

## 令和 2 年度の組織再編について

令和 2 年 2 月 2 6 日

人 事 課

「第 3 期ふるさと秋田元気創造プラン」で掲げる重点戦略を着実に推進するとともに、新たな行政課題に対応するため、次のとおり組織再編等を行う。

### 1 新たな組織の設置

#### ①秋田米ブランド推進室【農林水産部】

新品種「秋系 8 2 1」の令和 4 年度の市場デビューを控え、ブランド化戦略に着手し、全国トップブランドとしての一定の地位の確立に向けた、生産・販売・流通の各対策を集中的に講じるため、水田総合利用課の課内室として「秋田米ブランド推進室」を設置する。

#### ②発電所建設室【産業労働部（公営企業）】

令和 2 年度から、成瀬発電所及び鳥海発電所の建設事業、小和瀬発電所の大規模改良事業が本格化すること等に対応するため、公営企業課の課内室として「発電所建設室」を設置する。

### 2 組織の集約化

#### 下水道マネジメント推進課【建設部】

令和 2 年度から、下水道事業に地方公営企業法の財務規定が一部適用されることに伴い、業務の効率化を図るため、これまで地域振興局（北秋田、秋田、仙北）でそれぞれ行ってきた業務を下水道課で集中処理することとして担当者を本庁に集約するとともに、市町村の生活排水処理事業の安定的かつ持続的な運営に向けて、市町村と協働して事業のマネジメントを総合的に進めるため、下水道課の名称を「下水道マネジメント推進課」に変更する。

### 3 組織の廃止

全国豊かな海づくり大会の終了に伴い、同大会推進室を廃止する。

## 秋田県地域防災計画の修正について

令和2年2月26日  
総合防災課

### 1 修正の概要

近年発生した災害対応の教訓及び関係法令の改正を踏まえ修正された国の防災基本計画を反映するほか、県の各種計画及び火山防災協議会協議事項などを反映させた修正を行う。

### 2 12月議会後の主な修正事項

#### (1) 一体的な災害対策の推進及び対策の改善

ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を推進するとともに、過去に発生した大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることについて追加

#### (2) 大規模停電対策の強化

業務継続性確保のための非常用電源に関して、72時間以上稼働できるよう燃料等を備蓄することについて追加

#### (3) 噴火速報の運用見直し等

噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火の規模が確認できない場合でも、関係機関からの通報等も活用し噴火速報を発表することなどについて追加

### 3 今後の予定

- 令和2年3月に防災会議で計画修正（案）を協議し、計画を決定する。
- 令和2年度に防災関係機関等へ計画書を配付するほか、防災ポータルサイトに掲載するなど、広く県民に周知する。
- 今回の修正内容等を踏まえ、市町村地域防災計画の見直しを行うよう働きかけるとともに、県防災・減災行動計画の推進により地域防災計画の実効性を高め、地域防災力の更なる強化を図る。